

第7回半田市農業委員会総会議事録

令和6年1月22日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

委員の出欠席

| 農業委員 | | | 農地利用最適化推進委員 | | |
|------|-------|-----|-------------|------|-----|
| 番 号 | 氏 名 | 出欠席 | 担当区域 | 氏 名 | 出欠席 |
| 第1番 | 深津延幸 | 出席 | 有脇・亀崎 | 石川丈夫 | 出席 |
| 第2番 | 小栗絵里 | 出席 | 乙川 | 高橋智恵 | 出席 |
| 第3番 | 岩橋克巳 | 出席 | 半田・岩滑 | 青木功雄 | 出席 |
| 第4番 | 新美久美子 | 出席 | 成岩 | 榊原且己 | 出席 |
| 第5番 | 竹内甲永 | 出席 | 板山 | 岩橋一成 | 出席 |
| 第6番 | 榊原久美 | 出席 | | | |
| 第7番 | 堀寄純一 | 出席 | | | |
| 第8番 | 石川敏彦 | 出席 | | | |
| 第9番 | 藤野道子 | 出席 | | | |
| 第10番 | 石川明美 | 出席 | | | |
| 第11番 | 新美周大 | 出席 | | | |

事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 大木康敬 | 書記 | 竹内裕基 |
|------|------|----|------|

事務局

ただ今から第7回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。新年になり本日は新しい年の1回目の総会となります。また1年皆さんよろしくお願ひいたします。それでは本日も活発なご審議をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、3番の岩橋克巳委員と4番の新美久美子委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の竹内氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第16号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件出ております。番号503-22について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。貸渡人が耕作を継続することが困難で、新規に就農する法人が借受けブルーベリーを栽培します。法人代表と話をしましたが、鉢植え栽培を行うとのこと。どうしても人手が足りない場合、当面は親会社から人を出して手伝ってもらうことができ、将来的には従業員も増やしていきたいと考えているとのこと。特に問題ないかと思われます。場所については、別冊1頁のとおりで、半田農業高校の農場の西に位置しております。畑の西には水路もあり、耕作者が変わっても周囲の農地に影響はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

番号503-22につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号503-22につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号503-22を承認・可決いたします。

続きまして、番号 503-23 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。貸渡人が高齢のため耕作することが困難で、経営規模を拡大したい借受人が耕作を引き継ぐとのこと。場所については、別冊 2 頁のとおりで、J A 板山支店の南に位置しております。草刈りもされ保全された農地で特に問題はないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議長

番号 503-23 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-23 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-23 を承認・可決いたします。

続きまして、第 17 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、5 件出ております。

番号 505-36 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は、隣地で工場を経営する法人で、大型車両の敷地への出入りのための通路、資材置き場、駐車場用として敷地拡大するため転用したいとするものです。場所については、別冊 3 頁のとおりで、浜田町 2 丁目交差点を南進するとある瓦屋の西側です。道路から奥まった西側に工場があり、その東側道路までの現在耕作されていない状況の農地を埋めて一体的に敷地とし、大型部品を運搬する車両を工場まで入れるようにし、併せて大型部品の仮置き場、駐車場の計画となっています。排水計画もあり、現地は周りを工場に囲まれた場所で転用については特に問題ないかと思われます。

議長

番号 505-36 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

排水計画について再度確認したいです。ここで洗車などされると農業に影響があるのではないかと考えますが。

委員

申請書には自然浸透とあり、水路への排水とはなっていません。洗車をする用途の記載もありません。

議長

他に、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-36 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-36 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-37 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は東京都港区で法人向け発電所開発・運営管理支援事業等

を営む法人でこれまでも同様の申請を周辺で4件し、順次太陽光設備を設置、完了届も出てきており事業実効性は特に問題ありません。今回も同事業を行うため所有権を移転し転用を希望とするものです。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については別冊3頁をご覧ください。先ほどの505-36の案件の東で、瓦屋の南です。特段問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長

番号505-37につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

排水計画の自然浸透の根拠となる計算資料の添付を、今後の申請で要件とすることは可能か。

事務局

許可権者の県が必要とする以上に追加書類を義務づけるのは難しいかもしれませんが、県が求めるか一度協議確認します。

議長

他に、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号505-37につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号505-37を承認・可決いたします。

続きまして、番号505-38について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人はフォークリフトの部品製造等を行う申請地隣の法人です。このたび工場立地法の観点から必要緑地量を満たしていないことを改めて認識したため、法令順守すべく緑地を適正に整備したいとし近隣の土地所有者から了承を得られたため転用の手続きを進めたいとするものです。計画を見ますと種子吹付し緑化をすることです。場所については、別冊3頁をご覧ください。申請法人の場所も示されていますがその東側になります。特段問題ないかと思しますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

番号505-38につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号505-38につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号505-38を承認・可決いたします。

続きまして、番号505-39について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は鋳型製造を行う法人で、関連会社近くのこちらの場所へ事業所を移転したく予定地の一部が農地であったため転用を希望するものです。場所については、別冊4頁をご覧ください。リサイクルセンターの西の位置で関連会社が東側にあり、周辺の土地もその会社、他の会社に囲われる土地です。一段低くなっている場を埋めて工場敷地にする計画です。

議長

番号 505-39 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-39 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-39 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-40 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

詳細については、記載のとおりです。本件は9月総会で除外の諮問のあった件です。譲受人は、東大矢知町で保育園を営んでおりますが、敷地東側の法面が崩れて、フェンスも傾いており、補修工事を検討しましたが、通常保育を行いながらの工事は不可能なため、新たな場所を確保し、保育園を建築するため申請に至りました。場所については、別冊5頁をご覧ください。大洞池の北側に位置しています。申請地の北側と東側には同様の施設があり、南側は住宅街であり、転用について問題ないかと思われます。

議長

番号 505-40 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-40 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-40 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」が4件、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」が1件、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」が15件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。

議長

報告第1号から第3号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第7回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後3時30分)